

○ 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第255号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧
 対照表

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
第1・第2 （略）	第1・第2 （略）
<p>第3 事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の内容 この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業 東日本大震災の後、令和3年3月31日までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。</p> <p>② （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>第3 事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業の内容 この事業は、次に掲げる事業に対し、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金を交付することを内容とする。</p> <p>① 保証料引下げ助成事業 東日本大震災の後、平成32年3月31日までの間に、基金協会が無担保無保証人（農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、担保及び保証人（同一経営内から保証人を提供する場合を除く。）の提供を受けないもの。以下同じ。）で債務保証の引受けを行えるよう、農業近代化資金等の保証料負担の軽減を図るために必要となる額を補助することを内容とする。</p> <p>② （略）</p> <p>3・4 （略）</p>
第4～第10 （略）	第4～第10 （略）
別記様式 第1号（第4関係）	別記様式 第1号（第4関係）
<p><u>令和〇〇年度</u> 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 （ 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会 にあっては、農林水産省経営局長 ）</p> <p>（略）</p>	<p><u>平成〇〇年度</u> 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 （ 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会 にあっては、農林水産省経営局長 ）</p> <p>（略）</p>
別記様式 第2号（第5関係）	別記様式 第2号（第5関係）
<p><u>令和〇〇年度</u> 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 （ 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会 にあっては、農林水産省経営局長 ）</p> <p>（略）</p>	<p><u>平成〇〇年度</u> 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 （ 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会 にあっては、農林水産省経営局長 ）</p> <p>（略）</p>

別記様式 第3号 (第6の1関係)

令和〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画
変更承認申請書

番 年 月 号
日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会
にあっては、農林水産省経営局長 〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認の通知があった本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

(略)

別記様式 第3号 (第6の1関係)

平成〇〇年度 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施計画
変更承認申請書

番 年 月 号
日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会
にあっては、農林水産省経営局長 〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

平成 年 月 日付け 第 号で承認の通知があった本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

(略)

附 則 (令和2年3月31日元経営第3146号)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。